

大阪大学産業科学研究所広報室内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、広報室を置く。

(目的及び所掌事項)

第2条 広報室は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 広報の企画及び基本計画（企画及び基本計画作成に必要な情報収集を含む。）に関する事。
- (2) 広報誌及び報告書等の編集（編集に係る資料収集を含む。）及び発行に関する事。
- (3) 産業科学研究所の公式ホームページの編集（編集に係る資料収集を含む。）及び管理に関する事。
- (4) 記者発表（産業科学研究所事務部の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 産業科学研究所に係る報道記事等の収集及び保管に関する事。
- (6) その他産業科学研究所の企画・基本方針に沿った広報活動に関する事。

(組織)

第3条 広報室は、室長及び室員で組織する。

- 2 室員（第5条第3号の室員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室員は、再任を妨げない。

(室長)

第4条 室長は、教育連携・広報担当の産業科学研究所役員会構成員をもって充てる。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (2) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教員 各2名
- (3) 産業科学研究所の事務職員 若干名
- (4) その他室長が必要と認めた者

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、広報室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行後最初に委嘱される第5条第1号及び第2号の室員の任期は、改正後の第3条第2項本文の規定にかかわらず、委員委嘱の際に所長の指名するところにより、平成25年9月30日と平成26年9月30日までとする。
- 3 大阪大学産業科学研究所広報委員会内規（平成10年10月15日制定）は廃止する。